

第1回 成長戦略ワーキング・グループ 議事概要

1. 日 時：令和2年10月12日（月）9:32～11:33
2. 場 所：オンライン会議
3. 出席者：
（委員）小林喜光（議長）、高橋進（議長代理）、大橋弘（座長）、
菅原晶子（座長代理）、岩下直行、高橋滋、武井一浩、谷口綾子、南雲岳彦
（専門委員）落合孝文、玉城絵美、村上文洋
（政府）河野大臣、藤井副大臣
（事務局）井上規制改革推進室長、黒田規制改革推進次長、彦谷規制改革推進室次長、
山西規制改革推進室次長、渡部規制改革推進室次長、中嶋参事官、吉岡参事官
（説明者）一般社団法人新経済連盟 小木曾政策部長
freee 株式会社執行役員社会インフラ企画部長
/一般社団法人 Fintech 協会 木村代表理事
日本組織内弁護士協会 榊原理事長
日本組織内弁護士協会 梅田副理事長
日本組織内弁護士協会 矢野パブリックアフェアーズ研究会座長
日本組織内弁護士協会 渡部理事
財務省主税局 小野審議官
財務省主税局税制第一課 中島企画官
国税庁課税部課税総括課 松汐国際課税企画官
法務省大臣官房 堂蘭審議官
国土交通省不動産・建設経済局 天河官房審議官
国土交通省不動産・建設経済局 井崎不動産課長

4. 議 事：

（開会）

1. 成長戦略ワーキング・グループの当面の審議事項について
2. 民間における書面、押印、対面規制等の見直し
＜電子帳簿保存法の見直し/領収書の電子化に向けた見直し＞
＜不動産賃貸・売買等の契約書面の電子化、不動産取引における IT 重説の実現＞
3. 規制改革ホットラインの処理方針について

（閉会）

5. 議事概要：

○大橋座長 皆さんおはようございます。お忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので「規制改革推進会議」第1回「成長戦略ワーキング・グループ」を開催いたします。

今回は、ウェブ会議ツールを全面的に用いたオンラインでの開催ということで、お手元に資料を御準備いただき、御参加をお願いいたしたいと思います。会議中は、雑音が入らないように画面左下のマイクアイコンでミュートにさせていただくようお願いいたします。発言の際はミュート解除して御発言いただき、発言後、再度ミュートにさせていただくということで、お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

本日は小林議長、高橋議長代理、岩下委員にも御出席をいただいております。

また、本日、河野大臣、藤井副大臣にも御出席をいただいております。

それではまず、河野大臣より一言、御挨拶をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○河野大臣 おはようございます。月曜日の朝一からありがとうございます。どうぞよろしくお

願ひ申し上げます。

国民の側から見て、社会の側から見て、価値を生み出す規制改革をしっかりと進めていくというのが、この菅内閣の1丁目1番地の方針でございます。しっかりと御議論をいただいて、その方向に世の中を進めてまいりたいと思っております。

おかげさまで行政手続における押印の廃止は、かなり進みつつあると思っております。その次のステップとして、書面、対面、ファックスの廃止があります。

同様に、民間同士の取引においても押印、書面、対面を求めているものが結構あるようでございます。また、資格を持っている人を特定の場所に必ず置いてください、あるいは専任にしてくださいという義務、あるいは検査を人がやらなくてははいけませんというような規制が、結構あります。デジタル IT 技術などを使って電子的な書面の交付はもちろんですし、IT 機器を使って、遠隔地から説明をしたり研修をやったり、あるいは遠隔制御、遠隔監視といったものが、もう既に技術的には可能になっております。民間のデジタルトランスフォーメーションを実現するためにも、逆にそういう技術でできることを規制で止めているというのは、何とかしなければならぬと思っております。

テレワークを実施できていない企業の最大のネックが、請求書や証票をデジタル化できていない、書類のデジタル化が進んでないこと、と答えている企業が 77%という調査もございました。民間のデジタルトランスフォーメーションにとって障害となっている規制制度を抜本的に見直していく必要があると思っております。

委員の皆様には、このワーキング・グループでも、ぜひ活発な御議論をお願いしたいと思えます。また、毎年取りまとめをやって閣議決定という年に1回のプロセスではなく、できるものはどんどん実行に移していくというスピード感を第1に考えてやっていきたいと思っておりますので、どうぞ遠慮なく議論を先に進めていただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○大橋座長 河野大臣、力強い御挨拶ありがとうございます。大臣の下でしっかりと進められればなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、藤井副大臣がお越しになられていますので、一言御挨拶をお願いいたします。

○藤井副大臣 おはようございます。お世話になります。

先ほど大臣がおっしゃったように、こちらの肝になってまいりますので、有意義な議論をしていただければと思っております。ありがとうございます。

○大橋座長 ありがとうございます。

続いて、この期から南雲委員にも成長ワーキングに御参加いただくということで、よろしければ、一言お願いできればと思えます。

○南雲委員 ありがとうございます。おはようございます。南雲でございます。

先期はデジタルガバメントと農林水産業ということで参加させていただいておまして、こちらの成長戦略のほうは任意で出ておりましたけれども、今期から一緒に正式にということで、やらせていただきたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

○大橋座長 ありがとうございます。

それでは、早速ですけれども議題1「成長戦略ワーキング・グループの当面の審議事項について」に入ります。

資料1を御覧いただいて、今期の成長ワーキングの運営方針ということで、委員・専門委員の皆様方からいただいた御意見を踏まえながら、資料を作成しております。

1の運営の基本方針にも記載がありますが、当面、本資料に記載している審議事項に取り組むということにして、ただし、これらに限定することなく、見直しが必要な課題については臨機応変、かつ大臣にもいただきましたが、迅速に取り組んでいければと思っております。

当面の審議事項として、1つ目に「民間における書面、押印、対面規制等の見直し」、2つ目に「電子契約等の促進に向けたビジネス基盤の整備」、3つ目に「成長基盤であるデータの利活用を可能にする制度整備」としております。

また、7月に閣議決定されました規制改革実施計画のフォローアップも行い、来年6月を目途

として、答申の取りまとめに向けた議論を行うこととしております。

委員の方々には事務局から事前に協議をしておりますので、何かございましたら、後ほど事務局まで御連絡をいただければと思います。

本日、審議時間が押しておりますので、できれば早速議事に移らせていただきたいと思いますのですが、この場でもし何か特段ございましたら、Zoomの「手を挙げる」機能でお知らせいただければと思いますけれども、皆さんいかがでしょうか。大丈夫そうですか。

ありがとうございます。それでは、早速ですけれども本題に移りたいと思います。

議題の2「民間における書面、押印、対面規制等の見直し」であります。

まずは、電子帳簿保存法の見直し、領収書の電子化に向けた見直しについて、御議論いただきたいと思います。

これからいただきますが、関連資料として日本商工会議所の資料も配付しておりますので、こちらも併せて審議の御参考にいただければと思いますけれども、早速ヒアリングに移りたいと思います。

本日は、一般社団法人新経済連盟から小木曾政策部長、そして、一般社団法人 Fintech 協会から代表理事であり、かつ freee 株式会社執行役員社会インフラ企画部長であります木村様にお越しをいただき、さらに日本組織内弁護士協会より理事長の榊原弁護士、副理事長の梅田弁護士、パブリックアフェアーズ研究会座長矢野弁護士、理事の渡部弁護士にお時間をいただいております。

本日、大変お忙しいところ、お越しをいただきましてありがとうございます。

まずは新経済連盟と Fintech 協会より 8 分程度で御説明をお願いしたいと思います。

時間が限られて恐縮ですが、どうぞよろしく願いいたします。

○freee 株式会社/Fintech 協会（木村企画部長/代表理事） 私、木村のほうから画面共有をさせていただきます。できておりますでしょうか。

○大橋座長 大丈夫です。ありがとうございます。

○新経済連盟（小木曾政策部長） 新経済連盟の小木曾でございます。本日は機会をいただきありがとうございます。

2 ページ目をお願いします。今日の話は 3 つです。一括整備法と領収書の電子化を私のほうから、それから、電子帳簿保存法を会員企業の木村のほうから話をします。

3 ページ目をお願いします。全体的な基本スタンスを述べます。最終ゴールは完全デジタル完結社会でございます。そのためには、アナログ原則を根絶する立法が行政手続と民取の両面で必要と考えます。それと併せて、DX 支援策の導入と DX 推進国民運動を三位一体で進めることが必要です。税務は 2023 年のインボイス導入が大きなメルクマールになると考えます。

5 ページ目をお願いします。一括整備法の話でございます。トランザクションコスト削減が重要です。行政に対応するだけのコストで、1 年間で少なくとも 71.2 万人関わっています。企業のバックオフィスのデータ完結で少なくとも 2 兆円の生産性向上があると新経済連で試算しております。

次のページをお願いします。撤廃すべきアナログ規制を 10 原則としてまとめています。

対面、署名、押印以外にもそこに述べた 10 個のものがございます。

7、8 ページ目でございます。具体的な改正リストを作っております。ぜひこの事項全部について、今後取り上げていただきたいと思います。今日は、この中にあります 2 つの話をしたいと思います。

10 ページ目をお願いします。領収書の問題でございます。現行の民法 486 条に弁済者が受領者に対して受取証書の交付を請求することができるとありますが、これを改正することを提案いたします。

書面ではなく、受取事実の情報を提供するといったいわゆる性能規定化をします。デジタル支払いのときはデジタルでの情報提供をすることを義務化して、完全電子化を目指します。

領収書の義務化の立法例は 11 ページに 2 つ事例を書きました。後で御覧ください。

要望の第 2 点は、民法改正を円滑に施行するために、総理のリーダーシップの下、検討組織を

つくるということでございます。これらの要望の狙いは、完全デジタル化に向けた道筋をつけることでございます。

効果は、コスト削減、効率化による生産性向上、エコ効果、電子支払い、電子レシートの連動による新市場を法律が生み出すということでございます。

エコ効果については、昨年以降、フランスと韓国で紙レシート廃止の動きが出てきております。

以上でございます。木村さんに移ります。

○freee 株式会社/Fintech 協会(木村企画部長/代表理事) ここからは電子帳簿保存法について、Fintech 協会の木村から御説明いたします。

昨今、クラウドの会計ソフトというのが普及し始めておまして、これは金融機関の電子明細であるとか、レシートの画像を取り込んで AI で処理して会計処理をするというものでございます。ポイントは、経理にリソースを割けない中小企業であっても簡単に会計帳簿を記帳できる環境が徐々に整いつつあるということでございます。

こういった、データで取り込んで AI で処理するというフローを生かすには、そもそも会計帳簿に記載される全ての取引がデジタルで行われて、データで情報が存在しているということが重要でございまして、これが先ほど小木曾さんから申し上げた領収書をそもそも電子化したほうがいいよねという論点でございます。

一方、現状、紙と電子というのは、どうしても混在しているという状況でございまして、それを表しているのが下の段のポンチ絵でございます。電子取引のデータはクラウドに保存され、一方、紙をスキャンした電子データもクラウドに保存されるのですけれども、実は税法上、こういった書類は紙で保存することが原則でございますので、スキャンした画像と紙の原本というのは、実は二重管理が必要になっています。

この二重管理をするのだったら、企業の実務としてはもう紙のままでいいやとなってしまうという状況が今生まれておまして、このままだとなかなか電子完結というところも遠いと思っております。そういった意味で、完全なデジタル社会への過渡的な措置として、紙で受け取った書類をスキャンして、簡単にデジタルデータとして管理できる社会をつくる必要があると考えています。

こういった税務の書類の管理の負担というところですけども、実はこれまで消費税法上、3万円未満の課税仕入れについては、レシート等の保存がなくても帳簿に記載すればいいという例外規定があったのですけれども、インボイス制度導入に伴って、令和5年からここが厳格化されるというところがございますので、実は保存対象となるシートなどの数は増えることが予定されております。こういった意味で特に経理の余力のない中小企業においては、効率的にこういったことが処理できるルールというのをつくっていく必要があると認識しております。

今回、具体的な対象としては電子帳簿保存法なのですけれども、ちょっと複雑な制度で3つ概念を書いておりますけれども、今回対象としたいのは真ん中のスキャナ保存のところだけでございます。紙で受け取ったものをスキャンして画像にするルールについてお話しします。

こちらのルールを適用したときに、企業の業務フローが実際どうなるかということを書いているのがこの絵でございます。左から右に流れる業務フローですけども、例えば領収証を受け取ると、これに実は今フルネームで名前を書くというルールになっています。それを3日以内にスキャン、あるいは撮影して、タイムスタンプを付与し改ざん防止措置を行ってクラウドに保存することになるのですけれども、名前を書いたり3日以内にというところの厳格なルールが、なかなか現場で難しいところがございます。これが課題1です。

課題2のほうです。これは先ほどの二重管理の論点が解消できていないというところを申し上げているのですけれども、クラウドにアップロードしたら紙原本を捨てられるかと思ったら実は捨てられなくて、定期検査という、業務がしっかりできているかチェックするというフローを経た後でないと、紙を捨てられない。結局紙を経理に提出し、その紙原本を経理の人がファイリングなどをして整理しているというのが現状でございます。

例えば300名の企業様で聞いた話だと、一月当たり16時間ほど、年間で200時間ほどこの整理の作業に使っているという話だとか、10名程度の企業さんでもパートさん1人の半分ぐらいの時

間は使って、こういった紙の原本の管理というのをやっているということで、非常に生産性に悪影響を与えていると考えています。

課題3のところは、少々詳細ですので飛ばさせていただきます。

これらの課題があって、複雑で難しい制度というところで、スキャナ保存制度の利用率というのはまだ0.1%程度しかいっていない。紙を提出したり管理・保存する、ファイリングしたりということで、どうしてもリモートワークなどの阻害要因にもなってくるため、大きな課題だと感じております。

我々からの要望としては、まず大きな方向として、紙での保存原則というところから転換していく必要があるのではないかとということと、電子での保存によりインセンティブをつけていく必要があるのではないかと、大きな話として上段に書いているのはそういったこととございます。

より具体的に、令和5年のルールがより厳しくなるところに対して間に合うように、これはぜひ直近で実施いただきたいと思っているのが、先ほどのスキャナ保存のルールの緩和でございます。もちろん紙をスキャンして保存するというところに改ざんのリスクなどがあるために、こういった複雑なルールになっていることは重々承知しておりますけれども、例えば金融機関の電子明細のような外部のエビデンスがあったときには、こういったスキャナ保存のルールの対象外にするとか、ルールを緩和したりということではできないだろうかというようなことを提案したいと思っています。

現在は善良な悪意のない納税者であっても、かなりの業務負担を強いられる状態になっておりまして、一部を悪意のある納税者のために、多くの善良な納税者が負担を負っている状態ですので、ぜひこれを解消いただきたいと考えております。

そのほか、効果などについて、参考資料を載せておりますので、お時間のあるときに御覧ください。少々オーバーしましたが、私からの説明は以上とさせていただきます。

○大橋座長 どうもありがとうございました。

続きまして、日本組織内弁護士協会より、恐縮ですけれども、5分程度で御説明のほうをお願いいたします。

○日本組織内弁護士協会（榊原理事長） 日本組織内弁護士協会の理事長の榊原でございます。本日は、貴重な機会をいただきましてありがとうございます。

今年の5月12日にも電子署名の提言を取り上げていただきまして、その後、ワーキング・グループの先生方にリーダーシップを取っていただいたおかげで、押印や電子署名に関するQ&Aが次々と政府から公表されるに至りまして、大変感謝しております。

本日は、紙を前提とする規制について、広く取り上げていただけるということで、詳細は担当の渡部理事より説明をさせていただきます。

○日本組織内弁護士協会（渡部理事/事務次長） 大臣、委員の皆様、おはようございます。ここからは弁護士の渡部が説明申し上げます。

スライドの資料の2ページを御覧ください。大臣、委員の皆様は「ロックイン」という言葉をお聞きになったことがございますでしょうか。釈迦に説法にはなりますが、ロックインとは、規制や制度が慣性の法則でいうところの慣性を持っていて、ほかに合理的な選択肢がある場合であっても固定化され、欠陥を再生産してしまう状態を言います。なぜ生じるのか、第1に初期費用が大きいこと、そして第2に制度に沿った形で人々が技能、信念を形成することとされています。

本日御審議いただきたい事項は、大きな大きなロックインである、紙という技術・手法を用いた規制制度です。この紙、紀元前2世紀に中国で発明された後、制度に沿った形で人々が長い間、歴史を形成してまいりました。このスライドの中央の大きな青い○のところ、今回の提携の核心は、紙という特定の技術の縛りを変えて、技術中立的にしてはどうかという提言でございます。

これには3つの枝がございます。左下から契約書及び印紙、そして中央の領収書、そして、さらに右側の○、郵便、内容証明でございます。そして、その右下にありますとおり、刑事罰の再検討、これはデジタルの普及においては、技術一辺倒だけではなくて、悪意のある利用者への刑

事罰の適切な整備というのもセットであると考えています。

それでは、次のスライドを御覧ください。この左の図は、大きな大きなロックイン、紙にぶら下がる契約書、そして、印紙の見直しについてです。電子署名法、そして、印紙の見直しが契約書という紙のロックインを開放するよき着眼点になります。印紙は2つの意味で紙のロックインを強めています。第1に印紙自体が紙という現物、ゆえに郵便局などが閉まっている場合は買えないということがございます。そして、第2に貼りつける、すなわち貼付という行為です。紙と紙をひっつけることを要するこの制度は、まさに紙のロックインを強固している一側面になっております。

続いて、こちらのスライド、本日の大山でございます。大きな大きなロックイン、紙の中でも私たちが1日1枚は必ず手にする受取証書、すなわちレシートの見直しです。民法486条は証書、すなわち証する書面と定めています。恐らくですが、この後、法務省様のほうからは、当事者が紙以外の方法で合意すれば、紙という条文自体を変えなくてもよいというような反論が予想されますが、本当にそれでよいのでしょうか。まさに大臣、委員の皆様が進めていらっしゃる押印と同じではないのでしょうか。強いロックインにはデフォルトの設定を明確にしないと、人々の信念や行動はなかなか変わりません。

紙は中国で紀元前2世紀に生まれた、まさにロックインの皇帝と言っても過言ではないかもしれません。民法486条には証書とあります。例えばテレビの街角で100人に聞きましたというようなコーナーを御想起ください。証書はデータでもオーケー、○か×か。果たして何人の国民が条文には書いていないけれども、当事者が別途合意すれば、データでもオーケーですと正確に回答できるのでしょうか。私たち国民一人一人が紙でもデータでもオーケーと答えてこそ、まさにデジタル社会の到来の始まりではないのでしょうか。

紙のロックインについて、いろいろな法文上、紙という制度が固定されています。これの中立化を御検討いただきたいと思っております。

そして、こちらのスライドですが、大きな大きな紙のロックインの1つ、内容証明の見直しをお願いするものです。私たち組織内弁護士の業務にも深く関わる内容証明郵便、紙のロックインを固定化し、さらにコロナ禍では、この紙の欠陥を再生産し続けています。

改正の着眼点は5つあります。例えば、完全な電子内容証明郵便であったり、例えば法人のデジタル上の住所、電子私書箱等のアイデアが考えられます。

そして、このスライドは本日のプレゼンテーションをまとめたものでございますが、紀元前2世紀から発明されて続く紙の強大な制度上のロックインについて、専門的な事項を簡単ではございますが指摘してまいりました。これはむしろ押印よりも根深い強力なロックインが働いていると考えるのが妥当だと思います。契約書、領収書、郵便内容証明、そして、冒頭に申し上げたとおり、デジタルに移行することを守る刑事罰の整備の再検討が必要ではないのでしょうか。これに対しては強いロックインですので、新しい制度に初期費用があるという批判や、既に形成された技能・信念を害するといったようなことも予想されます。また、法律に紙と書いてある以上、紙が必要というような、むしろロックインに取り込まれているようなサインも見られるかもしれません。

しかし、法律上、紙とデータはどちらでもよいというような技術の中立性のあるものにしていただけないのでしょうか。押印と同じく、その上で真に紙が必要なもの、このような議論を進めることが重要であると考えております。

御静聴いただきまして、ありがとうございます。我々からは以上です。

○大橋座長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、御意見、御質問等がございましたら、いただければと思います。なお、本日御出席いただいている落合専門員は Fintech 協会の理事でいらっしゃるということですが、本日は成長戦略ワーキングの専門委員としての御発言ということで、皆様御了解をいただければと思います。

それでは、まず最初に落合委員から発言の希望がありますのでお願いします。

○落合専門委員 ありがとうございます。御紹介いただきました落合と申します。新経済連盟、

Fintech 協会、JAIRA からの御説明について、3点コメントをさせていただければと思います。

1つが、まず、JAIRA のほうから技術的中立性というお話をいただきましたけれども、既に成長戦略ワーキングでやっていたことというのが、判子から電子署名という形で、物理的手段から技術を用いた性能化ということを既に行ったということだと思っています。さらに押印、書面、対面の原則というのを我々は打ち立ててはいますが、これを書面について行っていく際の考え方について御指摘をいただいたのかなと思っています。やはりこの紙から電子化という点は、業務全体について電子化ができていないと業務効率化というのにつながっていかないということで、情報利活用につながる基盤でもありますし、非常に大事な点だと思っています。

第2点として、帳簿整理についてです。こちらについては、いわゆる決済情報の利活用というのは、もう世の中で広く言われているところでもありますけれども、今の決済事業者が持つ情報だけでは、最終的に税務処理ができないということになっていると思っています。すなわち軽減税率の処理などは、決済情報だけですと総額しか分からないので、8%の適用なのか、10%の適用なのか、こういったことすら分からないということで、領収書自体の電子化というのも必要になってくるということになると思っています。

領収書というのは、人から渡されて保存して、経理処理するというものなので、自分1人で電子化ができないという特性があると思っています。このため、電子交付を求められるようにしていくということが必要だということだと思っています。最終的には完全電子化ということだと思えますけれども、現実の状況としては、まだ紙は大半残らざるをえないという状況ですので、この紙から電子への移行をどのようにやっていくのかということも含めて、提案をいただいているというものだと思っています。そのときに私人間の実体法の法律関係として民法の話があって、さらに税務に関する手続として電子帳簿保存法についても、今申し上げたような側面で見直していくということが重要なのかなと思っています。

第3点として、内容証明について、こちらは JAIRA のほうからコメントをいただいておりますけれども、実際に書類の郵送というのをなくしていかないと、コロナの中での無用な出社というのはなくすることができないということだと思っています。しかしながら、この内容証明というのは、全体の郵便の一部ではありますけれども、押印のQ&Aと同じような形なのかなと思っています。つまり内容証明すら電子化できるというリリースが出てくることによって、相当程度象徴的な効果があるのではないかと見ております。このため、私としては、全体の中で一部の郵送プロセスであっても取り上げる意味があるのではないかと考えています。

また、将来的なものを考えても、革新的事業評価委員会のほうでも、先日認定案件が出ております。こういった権利移転のプロセスであったり、請求等のプロセスを完全に電子化して電子基盤の上で行っていきけるという見通しをつくっていくことで、最終的にはブロックチェーンを使った権利移転の記録の仕組み等々にもつながってくるという議論も、そちらのほうでもしているところですので、そういった視点も含めて、御議論いただけるといいのかなと思っています。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

ある程度、御意見なり質問なりをまとめてから、御回答をお願いしたいと思いますので、次に村上委員からお願いいたします。

○村上専門委員 村上です。御説明、どうもありがとうございます。

私からはひとつ意見を。以前、内閣官房のデジタルガバメント分科会で議論した際に、「申請書」とか「証明書」という言葉を全て「申請データ」「証明データ」に書きかえましょうという議論をしました。まさに今回御提案いただいているのはそのとおりで、法律を含めて、「書」の字を全部「データ」に置き換えることで、デジタルを前提とした考え方に変えていく第一歩になると思います。

私からは以上です。ありがとうございます。

○大橋座長 ありがとうございます。

それでは、南雲委員、お願いできますか。

○南雲委員 ありがとうございます。今、紙のロックインということで、契約、領収書、郵送と

ということですが、やはり打ち出し方としては、キャッシュという紙も含めたパッケージで行くべきだと思うのです。これを入れて、全てバリューチェーンに沿って、カスタマージャーニーをとって全部電子化するという打ち出し方をするのが正しいと思います。

それから電子私書箱ですが、デジタル ID とパッケージ化し、銀行口座もマイナンバーカードにリンクされることになると思いますけれども、やはり全部セットする、こういうパッケージという発想が必要ではないかと思えます。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

次に、岩下委員、お願いできますか。

○岩下委員 岩下でございます。本日は、こちらのワーキング・グループに参加させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

私は紙の書類の電子化、とりわけ今、南雲委員のおっしゃった支払いの局面における紙の電子化については、随分長いこと、かれこれ 25 年ぐらい取り組んできたのですが、なかなか前に進まなかったというのが実感でございます。古く言うと、EDI という言葉がありました。エレクトリック・データ・インターチェンジという、この EDI というのが、なかなかうまく普及しなかったということもあって、いまだに紙が大量に残ってしまっているというのは、ずっと取り組んできた人間として大変心苦しく思っています。

かたがた、このメンバーの中にもかなり多数の方が御参加になっている経産省の産業構造審議会の割賦販売商品というクレジットカードの規制を議論する場がございます。こちらの場で、まさに今日の議論になっているような領収書のようなものを電子化、あるいは皆さんクレジットカードを使うときにクレジットカードの CAT ターミナルからぴっと小さな紙が出てきて、それに判こをぼんと押して渡されるということを日々経験されているのではないかと思います。

何であんなことをやるのだということを、別にあれは割販法にそうしろと書いてあるわけではないのですが、あれもまさに誰でもそれに関する書類を受け取ることができるようにしなさいという割販法上の規制がありまして、その規制に基づいているので、それを電子化できないかという話を随分やったのですが、やはり多くの審議会の議事録などを御覧いただければ一部の委員の方々が、伝統的に紙でやってきたことを電子化することについては多くの反対があると、不安があると、なので、電子化はなかなかできないのだという話をおっしゃる方が非常に多いのです。

これはまさに今ほどお話のあったロックインされている状態に、とりわけ法律家の多くの方が、そのロックインの状態に入ってしまったというのは、法律の関係の手續が紙を非常に重視されているところから明らかなのではないかと思います。その部分のまず発想の変換というのが必要で、実務側のほうはできるだけ電子にしたいわけですが、なかなか法務部門に依頼すると、紙を取ってください、判子をとってくださいという話にどうしてもなってしまうというのは、よく聞く話であります。

その中で、私は今回、とりわけ非常に重要と思っているのは、領収書そのもの、例えば果たして 3 営業日以内というのがあるから使いにくいのだと皆さんおっしゃるのです。だけれども、そもそももともと紙で発行されたものを 3 営業日が例えば 10 営業日に延びたところで、では、それをスキャナで取り込むかという、取り込まないと思うのです。

だから、そういう意味では、2023 年までもう時間がないわけです。そのときにも、いまだに紙でやっていたら多分日本の、要するにインボイス制度というのは、日本の様々な取引の現場は非常に混乱すると、インボイス制度というのは何か特殊なことに思いますが、欧州などに行ってみると分かりますけれども、領収書がすなわちインボイスですから、あそこに法人番号を書けば、すなわちインボイスになるので、そうすると、大量の領収書がインボイスとして保管が義務づけられて、ペーパークライシスになるというのは、これから起こるのです。

今、既にペーパークライシスなのに、これからもっとペーパークライシスにしてどうするのだということになるので、これには大変時間がないので、急いでこの領収書、一連の手續をできる限りのオンライン化、電子化というものを進めるべきだと考えます。

私から以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

次に、高橋滋委員、よろしくお願いいいたします。

○高橋委員 高橋でございます。どうもありがとうございます。

貴重なご説明ありがとうございます。私からは簡単な御質問をいたします。新経済連盟及び日本組織内弁護士協会の方から、民法の 486 条の改正について御言及がありました。具体的にどんな条文にすればいいのかということについて、何か腹案がおありになれば、御提示いただきたいと思ひます。

併せて、日本組織内弁護士協会の先生方からの御提案は法律家として私も共感することです。特に提言の 5 で、刑事罰の再検討というお話もありました。この辺についても、具体的な、条文上の御提案がもしあれば、この際御教示いただきたい。もし後で、そういうのが可能であれば、事務局に御提示いただければありがたいと思ひます。

以上です。ありがとうございます。

○大橋座長 ありがとうございます。

それでは、手が挙がっている最後が谷口委員ですけれども、よろしくお願ひします。

○谷口委員 ありがとうございます。

日本組織内弁護士協会の方に伺いたいのですけれども、本当にクリアで分かりやすい御説明をありがとうございます。

紙という技術がロックインだという御指摘に本当に首肯いたしました。国民目線からすると、偽造や不正が大きな心配事だと思うのですけれども、しかし、よく考えると、紙ももちろん偽造が可能で、どちらも悪意を前提にすると二の足を踏まざるを得ないので、紙が原則になっております。今も偽造には刑事罰が科されていると思ひますが、例えばどんな刑事罰の再検討が必要なのかということをお簡単に教えていただければと思ひます。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

おおむね、御意見、御質問をいただいたわけですが、多くが御意見だったわけですが、御質問がいくつか、例えば 486 条をどう変えるのかとかを含めて御質問あったわけですが、新経済連盟及び Fintech 協会、日本組織内弁護士協会の順に、もし御意見、御質問に対して御回答があればいただければと思ひます。

○新経済連盟（小木曾政策部長） まず、新経済連盟から回答いたします。

民法 486 条のところで、改正イメージとしては 2 点でございます。先ほど説明いたしました、受取証書のところ。証書という言葉をお全部削除して、受取をしたというその事実です、その情報を提供するのだというふうな書き方にします。

それから、もう一点は、少なくとも電子支払いをした場合は、電子で提供するというところ、これは逆に言うと任意ではなくて義務付け、要するに電子化を進めるために義務付けをする。領収書の義務付けの例は、貸金業法とか高齢者医療確保法に例があるので、それを真似します。

全体として性能を規定化する書きぶりは先ほど岩下先生がおっしゃったように、スマホ完結型のクレジットカードのサービスについて、完全電子化をした事例が先般の通常国会で書きぶりの規定の例がありますので、それが非常に参考になると思ひております。

以上でございます。

○大橋座長 ありがとうございます。

もし、Fintech 協会からあれば。

○freee 株式会社/Fintech 協会（木村企画部長/代表理事 副会長） 小木曾さんと同じでございます。

○大橋座長 日本組織内弁護士協会の方はいかがでしょうか。

○日本組織内弁護士協会（渡部理事/事務次長） 御質問いただきましてありがとうございます。弁護士の渡部でございます。

この証書については、まさに新経済連盟さんがおっしゃるとおり、やはり証書の書という文字

が残ることで、やはり一般国民、法的な知識がない方からすると、これは書面でないと駄目ではないのかというところが一つロックインになっているのかなと思っておりまして、やはりデータに直すというところがポイントかなと思います。

論点としては、まさに請求者、弁済者が、これを要請できるのか、それとも支払いを受けた側が電子化するのか、どちらの権利なのかというところは、また整理が必要なのですが、結論としては、やはり書面というものをデータというものでもよいという形で中立化していくことが重要だと考えています。

それから、2点目の質問、高橋先生、そして、谷口先生、御質問ありがとうございます。刑事罰の点なのですが、これはまた会議が終わりましたら、このようなものがありますというのを別途追完するようにいたしますので、今日のディスカッションでは最後になりますので、また書面等で補充させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○大橋座長 ありがとうございます。

一応御質問に御回答いただいた感じですが、追加でもし御質問、御意見があればいただければと思いますけれども、皆さん方がいかがでしょうか。

○freee 株式会社/Fintech 協会（木村企画部長/代表理事 副会長） 先ほどの条文案以外のところについてもコメントしても大丈夫でしょうか。

○大橋座長 もちろんです。

○freee 株式会社/Fintech 協会（木村企画部長/代表理事 副会長） 先ほど岩下先生から御指摘のあった、例えば領収書の保存、3日以内を10日にしたら制度利用が増えるのかというようなお話あったと思いますけれども、そこは全くそのとおりで、実は電子帳簿保存法は、これまでも何回も何回も改正して、小刻みな改正を繰り返した結果、非常に複雑なルールになってしまって、かつ、小刻みすぎてメリットが増えず、利用者数が伸びないという悪循環に入っているルールでございます。3日を10日にしても多分、0.1%が0.2%になるだけということは明らかでございまして、抜本的な緩和が必要だと考えています。

例えば諸外国の例をとっても、そもそも何日以内にスキャンしなさいといったことが、ルールになっているような国はございませんし、そもそも紙とスキャンデータと電子原本について、それぞれここまで大きな差がある国というのは、今のところ見たことがございません。もちろん立証責任の所在など、ルールの体系が違いますので一概な比較はできませんけれども、やはり日本のルールは厳し過ぎるので、大幅な緩和が必要だということを考えております。

そもそも完全電子化すべきであるというところは、全くそのとおりでございますけれども、2023年のインボイス制度によって領収書等の保存ルールがより難しくなるころまでに、全ての取引を電子にするということが、現実的にはなかなか難しい。もちろん現金取引であるとか、紙の証書の発行を一律禁止していただければ、すぐさまそういった完全電子化社会に移行することは可能だと思いますけれども、一律な禁止というのは恐らく難しいだろうというときに、電子と紙というのは必ず混在する。そのときに紙をデジタル化処理するのが楽になっていないと、そもそも全部紙のままにするというのが、実際の中小企業の実務でございます。

なので、紙のスキャンの制度も、過渡的な措置でありますけれども、手当がないと実際の企業実務は破綻するということを申し上げたいと思っております。

以上になります。

○大橋座長 ありがとうございます。

ある種、社会均衡を紙から大きく電子に変えると言うと、誰か紙で使っている人がいるとそっちの均衡に行かないものですから、大きく変えていかななくてはいけないという意味での義務化という御発言だと思います。

さらに2名、落合委員と菅原委員からいただいておりますので、順にお願いをいたします。

○落合専門委員 ありがとうございます。

JILAの渡部先生のほうに、ちょっと追加でコメントということなのですが、刑罰の点について、既に刑法の中に不正電磁的記録の作出ですとか、そういったもので一定程度、既に担保されている部分もあると思います。要するに、その適用範囲がどこなのかというのが世間的に十

分に分かっていないというのが、多分押印の場合と同じような議論として存在するのではないかとともに思います。その意味では、対応策としては、既に刑罰によって担保されている範囲がどこなのかというのを明示すること自体が、意味があるのではないかと考えるのが1点です。

もう一つは、例えば電子メールの宛先、ヘッダー等を例えば偽造するといったような、こういった文書作成の名義、もしくは交付先というのを偽るような罪について、さらには加重するなり、解釈上、どのようになるのかというのを追加していったりですとか、こういった点が、まず簡単などころとしては考えられるのかなと思いますというのが、私のコメントです。

○大橋座長 ありがとうございます。

後ほどまとめて、御回答いただければと思いますので、次に菅原委員、お願いします。

○菅原委員 ありがとうございます。

こういう電子化を進めていくということは、デジタル社会の流れにおいて重要だと思いますが、これを国民や企業に分かりやすく伝えることで、規制改革の効果を出していくことが必要だと思います。

その際、例えば個人、企業、あるいは経済全体で見た場合でも結構なのですが、これらのデータを電子化することによる経済的インパクトであるとか、あるいは企業の時間的あるいは費用的負担等々がどのぐらい軽減されるか、あるいは、電子化による負担軽減や効果として付加価値をどう生むのかなどの効果について、定量的あるいは定性的なものも含めてエビデンスがあれば教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○大橋座長 後ほど、改めて御紹介いただければと思います。

次に小林議長、よろしくお願いします。

○小林議長 インボイス制度導入の件で、商工会議所等は大分その時間軸を心配しているのですが、2023年10月以降から適格請求書等の保存が必要になるというこのタイムライン、スキヤナの調達の問題や中小企業の皆さんからの反応も含め、どのように今整理しておけばいいのでしょうか。

どなたから答えてもらえるか、ちょっと難しいかもしれませんが。

○大橋座長 ありがとうございます。

ちょっと後ほど、お答えできる方、お願いします。

玉城委員お願いします。

○玉城専門委員 ありがとうございます。

ヒューマンセントリックデザインの面から見てということで、どうしても物理的な情報をデジタルに変換したときに、損なわれる機能というのが発生することが往々にしてありまして、例えばなのですけれども、印鑑を処理しても、今まで委任状を書かずとも印鑑を暗黙の了解で貸し出すという方法があったりだとか、領収書の承認を代わりにほかの人にやってもらうと、あまりよくないことではあるのですけれども、暗黙の了解で行われてきた物理的な紙とか印鑑によって発生していた機能というので、これから電子化をしていく中で、ユーザー視点で見たときの電子化することによって欠損する機能というので、もう既に分かっている事項に関して、何かありましたら教えていただけないでしょうか。

○大橋座長 ありがとうございます。

重要な御質問だと思います。

次に村上委員、お願いします。

○村上専門委員 先ほどスキヤナの手当をどうするかという話が出ましたが、スマホのカメラで撮影したものもオーケーだということを明示すれば、スキヤナの調達は要らないと思いますので、「スキヤナ保存制度」という言葉を変えたほうがいいですね。

私からは以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

いくつか御質問をいただいたのですが、よろしければ、お答えできる範囲でお願いできればと思います。

○freee 株式会社/Fintech 協会（木村企画部長/代表理事 副会長） 木村のほうから、いずれも

ちょっとコメントさせていただきたいと思います。定量的な効果について、全体感ではなくて、先ほどの領収書のところに限定されてしまっているのはいいのですが、資料を提示させてください。今、画面共有をさせていただきます。

こちらのペーパーで書いているのは、こういった税務関係の書類というところに限定されてしまっているの、コンシューマー向けの効果は落ちているというところは御了承いただきたいのですが、例えばこれは経団連さんが、大分時間は古いのですが、多分事情はこの頃と変わっておりません、税務のための紙の保存自体に 3000 億円、年間かかっているという試算を出されています。まずこのコストがなくなります。

生産性向上という観点、業務効率の観点で申しますと、例えば、全て紙で回している経費精算の業務に 160 時間使っていたものが、電子化により 35 時間になるといった効果は、試算として出しています。ここだけにとどまらず、やはり重要なことは、リモートワークの推進などにつながっていくということと、全てがデジタルになっていくことで、逆に監査とか税務調査の効率も上がっていくはずだという総合的なベネフィットがあることを申し上げたいと思っております。

例えばこのリモートワークについてということだと、緊急事態宣言の時のリモートワーク中にでも、紙の領収書とかを会社に提出しに行ったという人がちょこちょこいるというのが、こちらの右側のグラフでございます。こういったことは本来あってはいけないことだと思いますし、実際、大量の紙をファイリングしたり、台紙に貼ったりしてやっているというのが実態ですので、こういったものをなくしていくということが、大きな効果だと考えております。

少し偏ったデータではありますが、私ができる範囲で御提示させていただきました。

続いて、小林様から御指摘いただきました 2023 年という時間軸ですが、これは実際、非常に厳しいと思います。日商さんなどが御指摘されている御意見もごもっともだと思っております。なので、電子化そのものを進める、そもそもキャッシュレスにして、エビデンスの発行自体を電子に切り替えていくところと、既に発行されてしまった税務書類は 7 年間保存ですので、既に発行されてしまったものと、全国のデジタルレシートを出せない人たちから今なお出てくる紙の領収書などを、並行的に手当をしていくという両方の措置がないと、まず 2023 年を乗り切れないと思います。

2023 年、正直に言って、それでもかなりのハレーションは生まれると思います。そこからさらに完全電子化に舵を切っていくというような段階論が多分現実的なのではないかと思っておりますけれども、少なくとも、やれることは全てやらないと、確実に、特に中小零細の企業さんというのは非常に厳しい状態になると思っております。

最後に、ヒューマンデザインの観点というところで、物理的な押印などで機能があったものが、デジタルになるとどうしても失われていく部分というのは、あると思います。ただ、代わりにデジタルでできることというのも増えるわけなのです。やり方が違えども、機能的な同等物というのは提供できるはずで、全体のユーザー体験として、新しく作り込んでいくことで補うことができると思います。具体的にこれが欠けているという話でいくと、先ほど代理承認の話などがあるとは思いますが、ちょっとほかにはぱっと出てこないもので、全体論だけコメントさせていただきました。

最後にスキャナ保存という名前自体が若干古色蒼然感があるというのは全くそのとおりで、こういった印象一つから制度が使われる、使われないということももちろんあるというのは、コメントをいただいて感じたところでございます。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

○新経済連盟（小木曾政策部長） 小木曾からもコメントをよろしいでしょうか。

○大橋座長 手短にお願いします。

○新経済連盟（小木曾政策部長） 時間軸の問題でございますけれども、やはりまず DX に切り替えていくということは、大方針を出していただくとともに、規制改革と支援策の導入と国民運動をすることを三位一体で進めていくということ、それから、全体の工程表を丁寧に作っていくこと、これがパッケージであるということが時間軸との関係で非常に重要だと思っております。

す。

それから、エビデンスについては、先ほど申し上げたように、これに特化しているわけではないですが、行政対応コストで71.2万人、それから、生産性向上バックオフィスだけで2兆円、それから、行政対応コストを2割削減をすることで、それがほかの業務にシフトされると、GDPが1.3兆円という数字は新経済連盟で出しておりますので、もし可能ならこれに特化した形で計算し直すということも内数として出せると思いますので、また引き続き検討をさせていただきたいと思います。よろしくお祈りします。

○大橋座長 ありがとうございます。

それではお時間ですので、ヒアリングはここまでとさせていただきます。

なお、新経済連盟、Fintech協会、組織内弁護士協会の方々、引き続き議論に御参加いただけると伺っていますので、この後の財務省、法務省との議論に追加的に確認がしたいという場合には、御質問いただいても構いません。

それでは、続きまして、法務省、財務省のヒアリングを行いたいと思います。

ちょっと慌ただしくてすいません。時間が限られているので進めます。

本日は、財務省主税局小野審議官、財務省主税局税制第一課中島企画官、国税庁課税部課税総括課松汐国際課税企画官、法務省大臣官房堂蘭審議官にお時間をいただいております。お忙しいところ、誠にありがとうございます。

まず、財務省より恐縮ですが、5分以内で御説明のほうをお願いしたいと思います。よろしくお祈りします。

○財務省（小野審議官） 財務省の小野でございます。よろしくお祈りいたします。

事前にいただいております御質問、2点につきまして御説明いたします。

まず、最初の論点1ということで、電子保存についてということで、電子保存の利用を拡大するため、方策を講じるべきではないかと。例えばシステムにおける検索要件や帳簿間の相互関連性確保要件等、紙の場合は課されていない要件について、緩和を行うべきではないかという御質問でございます。

これに対するお答えでございます。取引の電子化を推進し、企業の会計処理、税務調査等の効率化を実現していくことは、官民相互にとって重要な課題であると考えております。ただし、電子帳簿につきましては、紙のデータとは違っていて、いわゆるデータそのものだけでは可視性、目で見ることが必ずしもできない。さらに一覧性がないということで、性質が異なっているということで、電子帳簿保存法は平成10年にできましたけれども、創設以来、そういう考え方の中で、事後検証の際に必要な情報を確認することができるように検索要件が一定のものが設けられているということでございます。

また、関連する帳簿間で、その記録事項が相互に関連するものであるということを確認できるようにすることは、帳簿の真実性、これが間違っていないことを確保するという観点から求められているということでございます。

一般的に、こうした適正な記帳を確保していただくという申告納税制度の大前提があるわけですが、こうした考え方につきましては、例えば与党の税制改正大綱などでも言及されてきておまして、こうした要件を備えた信頼性の高い電子帳簿というものが重要な役割を担っていると考えております。

なお、電子帳簿保存制度に対するインセンティブということでは、こうした適正性、真実性が確保された電磁的記録の保存に対する措置として、通常55万円の青色申告特別控除に10万円を上乗せいたしまして、65万円とするという措置が採られているということでございます。

以上が、最初の論点に対する回答でございます。

次に、2番目の論点、スキャナ保存についてということでございます。スキャナ保存につきましては、領収書等を受領後の3営業日以内の自署及びタイムスタンプの付与、定期検査までの紙の保存義務等、スキャナ保存の導入の障壁となっている条件があるので、その合理化を図るべきではないかという御質問でございます。これに対するお答えでございますけれども、企業のバックオフィスの効率化の観点からは、領収書、請求書等を電子的に授受する電子取引を推進してい

くことは極めて重要であると考えております。

御指摘のように、紙の領収書等も授受が残ることを前提とした過渡的な手法として、スキャナ保存のニーズも存在するという事は承知してございます。ただ、スキャナ保存制度につきましては、紙をスキャンして作成したデータを保存することによりまして、その原本である紙を捨てるということを可能にするものでございますので、そのためにはコピーであるデータと、原本である紙が同一であるもの、同一性を担保して改ざんを防止するという観点も重要でございまして、そうした観点から各種の要件が設けられているということでございます。

このため、こうした要件の見直しを行うということであれば、事業者の方の事務負担軽減は当然でございまして、それに加えまして改ざん防止、これをいかに抑止するかといったような観点も踏まえて検討を行う必要があると考えております。

最初の御質問、2番目の御質問に共通することですけれども、こうした電子保存制度の普及促進ということにつきましては、税務当局といたしましても問題意識を持っているところでございまして、政府の税制調査会のほうでも、まさに今議論を行いつつあるということでございまして、こうした御議論も踏まえながら、企業の会計処理、さらに税務申告手続は効率化され、企業の生産性向上、正確な記帳・申告が推進されるような方策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大橋座長 ありがとうございます。

続いて、法務省より手短に5分以内でお願いいたします。

○法務省（堂蘭審議官） 法務省の堂蘭でございます。

それでは、私のほうから御説明をいたします。「民法上の受取証書（領収書）について」という資料を御覧いただければと思います。絵つきのものでございます。

まず、民法486条でございますが、この点については御案内のとおりでございまして、弁済する者は、弁済と引換えに、受取証書の交付を請求することができるというものでございまして、こちらについては、弁済者が弁済について争われたような場合に証明できる資料の交付を請求できるという趣旨でございます。

この適用対象に書いてございまして、民法は民事関係の一般法ということになりますので、全ての債務の弁済に適用があり、全ての人について一律に適用されるというところでございます。

民法の規定、特に契約関係の部分につきましては、契約自由の原則が妥当する領域ですので、法律でこのような形で書いてあったとしても、当事者間で書面に代えて電磁的記録を提供する旨の合意をすることが可能でございます。

次に、民法486条の改正に関する問題点の整理のところでございます。先ほど民法486条につきましても義務化をすべきではないかというような御指摘もあったところでございますが、仮に義務化をする場合に検討すべき問題点をまとめたものでございます。この点については、まずどのような原因で電子化が阻害されているのか、先ほど申し上げたとおり合意ベースではできるわけですが、それだけでは足りないのかどうかというところの検討も含めて立法事実を確認する必要があるということでございます。

また、義務化する場合、どちらのほうでその選択をできるという規律にするかによって問題状況が異なります。まず、弁済者が選択権を有するとした場合、すなわち、弁済者が電子での領収書発行を請求した場合は、受領者は電子で領収書を出さなくてはいけないということにした場合でございますが、この点については、民法の規定が一律に適用されることとなりますので、受領者が例えば小規模な商店主、あるいは一般消費者の場合にも電磁的記録での提供義務を負うということになります。この点につきましては、インターネットの普及率等も高まって、90%近くになっているというような総務省の公表資料もございますけれども、逆に言いますと、まだ10%の方は持っていないということでございますので、その辺りの環境整備をどうするのかというところが問題になろうかと思っております。

次に、めくっていただきまして、弁済を受けた受領者が選択権を有するとした場合、すなわち、弁済者から紙の領収書の請求があった場合でも、電子での領収書の交付を可能にするというよう

な方策を採った場合でございますが、この場合、書面での交付を受けたいという弁済者の希望は保護しないということになりますので、やはりこの点についても、デジタルデバイドの問題をどうするかというところが問題になるかと思えます。さらに、受領者が電子での領収書を交付するので、例えば必要なメールアドレスを教えてくださいと弁済者に強いるようなことにならないかといった点についても、検討が必要ではないかというところでございます。

さらに、選択権の有無にかかわらず、一律に電磁的記録での領収書の交付を義務付ける場合には、今の両方の点について検討が必要になるというところでございます。

最後でございますが、このように全く対象を限定せずに、民法で見直しをするというのは難しい面がございます。論点に対する回答書の最後の（４）のところを御覧いただければと思うのですが、仮にこういった形で義務付けを行う場合には、例えば電子取引に限定するなど、何らかの形で適用範囲を限定し、特別法等において対処することも考えられるのではないかと考えられますが、そのような検討をされる場合には、法務省としても必要な協力はしていきたいと考えているところでございます。

私から以上でございます。

○大橋座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、御意見、御質問等がございましたら、ぜひいただければと思えます。なお、10時40分めで河野大臣は御退席と伺ってございまして、まさに挙手をいただいておりますので、まず、大臣よりお願いできればと思えます。

○河野大臣 ちょっと途中で退室してしまわなければいけないのでお許しください。

まず法務省、デジタルトランスフォーメーションは、この菅内閣の大方針ですので、それを可能にするための制度変更をやらなければなりません。

今、お話がありましたように、様々なことの検討が必要だということでございますので、法務省において早急に検討して、今日問題提起されていることが実現できるように、そのためには、何をしなければいけないか、どうしたらできるようになるか、という結論を法務省は大至急検討して持ってきてください。

それから、このデジタルトランスフォーメーションというのは、何か一部分をやればよいということではないのだと思えますので、どこか一部を切り出してやるためのということではなくて、デジタルトランスフォーメーションを完結するためには、全てを対象にしてどうしたらいいのかということをやらなくてはけませんので、これは法務省のほうで大至急検討して、結論を持ってきてください。こうやればできますというのを菅内閣は求めています。至急お願いをしたいと思えます。

それから、財務省、主税局でいろいろお話がございましたけれども、主税局の中で、こういう領収書の業務、民間でどれだけ大変かというのを経験はしていないでしょうけれども、感覚的に分かっている人がどれぐらいいるのかなというのが、ちょっと私は疑問に思いました。やはりこれから世の中を前へ進めていくためには、使える技術をしっかり使って便利にしていくというのが大事だ、それが1丁目1番地だということを申し上げているわけでございますので、財務省主税局でもしっかり検討して、どうやったらできるようになるかという結論を持ってきていただきたいと思えます。

できない理由というのはいろいろあるのだと思えますけれども、今霞ヶ関に求められているのは、この改革をするために、世の中のデジタルトランスフォーメーションを完結するためにどうやったらできるのかという知恵が求められていると思えますので、財務省にもしっかり検討して、結論を持ってきていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

また、そのために、ぜひ有識者の皆さん、あるいは今日御説明をいただいた皆さん、財務省、法務省に、こうやったらできるのではないかと、あるいは今の技術ではこういうことができるのだよという知恵を、ぜひ財務省、法務省にも与えていただきたいと思えます。皆さんの御協力がなければ、なかなかできないことでございますので、皆様の御協力、引き続きよろしくお願いいたします。

○大橋座長 大臣、お忙しいところ、どうもありがとうございます。

それでは、引き続き、御質問、御意見を賜ればと思います。

村上委員からお願いいたします。

○村上専門委員 村上です。

財務省及び法務省の皆様、御説明ありがとうございます。それぞれに対して質問、意見を申し上げます。

まず、財務省の方の御説明で、可視性・一覧性が紙にはあってデータにはないとおっしゃいましたが、これはデータの表示方法の問題であって、データというものを正しく理解していないのではないかと危惧します。紙であっても可視性・一覧性がない場合は多々あります。むしろ紙のほうが不便な場合もあります。データのほうが一覧性を得やすい場合もあるので、ここは正しい理解をぜひしていただきたいと思います。

それと、先ほど河野大臣からもありましたが、財務省の中で、電子領収書はどのぐらい使われているのか、そういった制度を導入されているのかということをお聞きしたいです。もし使われていないなら、早急に自分たちで使ってみて、その不便さを実感していただきたいというのがお願いです。

法務省のご説明について、河野大臣の発言にもありましたが、どの部分をデジタル化できるかを検討しているように見えます。そうではなくて、全てデジタル化した上で、この部分はいつまでは紙に残さざるを得ないという考え方に変えていただきたい。デジタルデバインドが電子化しない言い訳によく使われていますが、電子化しないことによるデバインドも生じています。デジタルに慣れた人が紙で非常に困っています。正しく理解していただき、完全デジタル化を前提に物事を進めていただければと思います。

以上です。

○大橋座長 御質問を一定程度まとめて、それで各省から御回答を賜ればなと思いますので、先へ進めさせていただきます。

高橋滋委員よりお願いをいたします。

○高橋委員 どうもありがとうございます。

まず、財務省にお聞きしたいのです。改ざん防止という話なのですが、今の時代、紙の改ざんと電子の改ざんとどっちが簡単なのかというのは、判断が難しい話ではないかと思えます。もし電子のデータが改ざんが容易だということであれば、これを理由として非常に電子帳簿の要件を厳しくするのであれば、財務省のほうからその事実を立証していただかなければいけないと思います。そういう意味では改ざん防止のためとおっしゃるならば、なぜ電子のほうが紙に比べて改ざんが容易なのかと、そこを明確に立証していただく必要があるのではないかと思いますので、これはよろしくお願いします。

検索についても、これは先ほどの村上委員の話と一緒に、膨大な紙を一覧で検索可能だと私は思いません。そういう意味では、電子の方がデータを簡潔に統一すれば、一覧性・検索可能性は備わるわけですから、厳しい検索可能要件を要求する必要はないのではないかと考えています。この点についてもお答えいただければありがたいと思います。

それから、法務省ですが、立法事実とおっしゃいますが、これだけ電子化が進んでいる中で、証書ということの基本にしているということについては、これを維持すべき立法事実というのが、逆に求められるのではないかと思います。これは河野大臣もおっしゃったことだと思いますが、そこをきちんと把握していただいて、今の世の中の流れの中で、証書というのを、任意規定であれ民法の大原則にしているということ維持する立法事実はどこにあるのかということ、ぜひ御検討いただければありがたいと思います。

それから、選択権は両方に与えればいいのではないかと私は思います。特に受領者に選択権を与えることについて、メールアドレスというお話でした。電子で今どき取引している場合に、メールアドレスを出さないという話はないと思いますし、さらに対面で取引をするときに、スマホで電子的に交換すれば、受領の証明の発行はできるのではないかと思います。そういう意味で真面目に検討する気があるのかとと思っているのですが、この辺についても、ぜひ御回答をお願いしたいと思います。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

それでは、藤井副大臣からも挙手いただいておりますが、もしよろしければ、御発言いただいてもよろしいですか。

○藤井副大臣 発言の機会をいただきましてありがとうございます。

先ほど河野大臣がおっしゃっていましたが、そこで法務省に併せてちょっとお願いをしたいのですが、民法の第 486 条を見直すということになった場合に、通常ルートだと多分法制審にかけないといけないとか、そういう話が出てくると思うのです。そういったいわゆる法務省の考えるスケジュールでは、非常にスピード感が遅い可能性がありますので、やるという場合でも、大体こういうスケジュールになるということが 1 点と、先ほど特別法等によって対処するという話がありましたけれども、実は最短ルートだとこういうのがありますよとか、そういうところの提言も含めて、しっかりと対応をスピード感を持ってお願いしたいというのが 1 点でございます。

あと、この場合に大体中小企業、零細企業者のデジタルデバイドの問題が出てくると、先ほどお話のありました社会的な環境が整備されているか否かという話になるのですが、ここでちょっと新経連の方々にお話をお伺いしたいのですけれども、やはり社会的な環境を整備するために、零細企業へどういった対応が必要なのか。併せまして、これはエビデンスとして、やはりそのデジタル化したらこれだけ効率化されると、いわばメリットがあると、だからその分、例えば中小企業庁とか、いわば財政支出をして、それでデジタルデバイドを解消するのだというような、やはり大義名分がないといけないかと思っておりますので、こうした措置が必要であるというところのアイデアも含めて、お伺いできればと思います。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

法務省と、後半の箇所は新経連ですね。御準備いただいて、後ほどお答えをぜひいただければと思います。

続きまして、落合委員、お願いできますか。

○落合専門委員 ありがとうございます。それぞれお伺いしたいと思います。

まず、法務省さんにですけれども、どういう形で今後改正していくかということについて一つコメントします。新経済連盟もおっしゃられていたと思いますが、やはり証書という言葉自体が残っているのが、今の時代ですと、デジタル化の一括法も出していくことも検討しないといけないのではないかという中で、非常に紙に寄った規制になっていると思います。その部分については、やはり証書という部分を情報にしていくというのは、これをまずやっていくということが必要だと思っています。

さらに、回答を拝見すると義務化をすることも想定された議論をされていて、こっちのほうはさらに時間がかかるというのは、それ自体は分かります。このため、まず最初に、紙というのを意味している証書を情報という形に変えていって、さらにその先に、完全に電子化を義務化していくということも見据えて議論していくということが大事ではないかと思っています。

2 点目として、立法事実についてですけれども、インボイスの対応のお話が 2023 年にということもありましたし、それに加えて、欧州の GDPR との関係でも、個人情報保護法の中で自己情報の開示についてデジタル化をするという形で、個人情報保護法の改正等もされているという状況があると思います。そうしますと、民法という特にトラディショナルな法律は別として、そのほかの社会環境の基本となる社会制度、法制度については、情報を電子化していく、電子での情報を受け取りというところに向かっていく制度整備が着々となされているという状況です。この状況で立法事実はないというのは、これはほかの分野の議論の状況を見られていないということなのではないかとも思います。

そういった意味では、個人情報の開示請求権の話なども考えていきますと、やはりサービスの受領者側において、ちゃんと電子請求をできるようにしていく。それが交付側の義務という形にするのか、受け取り側の権利とするのかというのはあると思います。こういった視点を考えていくというのは、昨今の社会情勢の中で必要なのではないかと思っています。

続きまして、財務省の電子帳簿保存法についてのコメントになります。既にコメントをいろいろいただいているところだと思いますけれども、やはり紙のほうが電子よりも統制が緩いような形の要件を課されているということが非常に多くあるのではないかと考えております。税務署長の承認というのを電子帳簿保存法の中で入れているかと思えますけれども、これは紙の場合には必ずしも存在しないのではないかと思います。また、例えば紙の場合にどういうことが起こるかという、感熱紙に書かれたレシートをなどというのは例えば1年すると見えなくなってくるということもありまして、私も経費精算をするので、ときどきちょっと折り曲げて持っていたりすると、まずいな、見えなくなりそうだなとかということが、やはり起こってくるということがあるわけですが、読めるという要件はないです。

こういったことのほかに、紙の場合には、そもそも税務署長の承認だとか、様々なけん制要件等々というのではないわけだと思っておりますので、かなり紙に寄った制度になっているのではないかと考えています。

相互けん制要件といったようなものもありますけれども、これについては中小企業の経理事務などを考えますと、本当に1人ですとか2人でやられていたりする場合がありますので、こういう場合に本当にけん制をかけられるのかという難しい面があると思えます。要するに中小企業には電子帳簿を入れるなという形で要件を御設定されたいのかということがあると思いますが、これはインボイスの対応なども見据えると、非常に無理を小規模事業者にお願いすることになるのではないかと思いますので、見直しが必要ではないかと思います。

また、システムの検索要件ということについても、例えば不動産の契約を不動産会社に聞いたりしますと、例えば外部の倉庫に収めておく契約書を探すのに3週間かかるとか、こういう話が起ってくるわけです。これに対して、なぜ電子データであると即時に検索ができないのかと、これもやはりかなりの不均衡があるのではないかと考えております。いろいろコメントを申し上げましたけれども、もし可能であれば、法務省、財務省ともに、今のコメントについてそれぞれ御見解をいただければと思っております。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

最後にいただいているのが、岩下委員ですのでよろしく申し上げます。

○岩下委員 岩下でございます。

財務省さんに1点だけ質問をさせていただきます。今日の御説明の内容で、財務省さんは本件についてなかなか厳しいお立場であるということが分かりました。かたがた、そもそも今回、2023年のインボイスというのは、先般行われた消費増税に伴って導入され、もう既に法律としては導入されてしまったものを財務省さんのほうで、ある意味で時期に猶予を持ってくださっている開始年度の23年であるということだと思いますが、逆に言うと、もともと財務省さんの中で、インボイス制度というものの導入というのは、ある意味で悲願であったと思えますので、それが達成されるという意味では、財務省さんにとってもきっとメリットのある、税務調査をやりやすくなるとか、あるいはとても公平な税制を実現するという意味でメリットのあることだと思うのです。

ただ、先ほどから受取人、事業者であるとか、消費者のデジタルデバイドの話をしておりますが、財務省さんの税務署の職員さんというのは、デジタルデバイスされていないのでしょうか。つまり、電子化された帳簿になったときに、その電子帳簿をきちんと税務調査できるのかということが一つ大きな問題になると思えます。

税務署の方々が紙の帳簿を調査しているのは私もよく知っておりますし、知り合いも大勢いますから、そういう方々がそういうことに大変苦労されていらっしゃるのによく聞いています。かたがた、電子化がきちんと進めば、例えば現在大変な手間のかかっている反面調査のようなものも、かなり効率的に行えるようになるのではないかと期待されていると思えます。すなわち、電子化された世界においては、税務調査も大きく、いわゆるレグテック的な意味で進化を遂げる可能性があるわけで、それはより効率的、かつ公平な税制の実現というものに必ず資するものだと私は思うのです。

ただしそのためには、民間の事業者と同等に財務省さん、国税局さんの電子化がきちんと進むことが大事です。そのための準備はきちんとできているのでしょうか。例えば、今現在、電子化が大きく民間で進むことが期待されております。そうなった場合に、財務省さん、国税庁さん、税務署さんは、それに対応できるのでしょうか。全部紙で打ち出して、もう一回税務調査させてくれなどということを行わないでくださいね。それをちょっと確認させてください。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

とりあえず一通り、御意見、御質問をいただきましたので、各省から御回答なりいただければと思います。

よろしければ、財務省から順にお願いをできればと思いますが、いかがでしょうか。

○財務省（小野審議官） 財務省でございます。いろいろと御意見をいただきましたので、ある程度まとめて、それでもしお答えが漏れているようなことがありましたら、また御指摘いただければと思います。

まず、可視性とか一覧性とかという言葉を使わせていただいて、これはやや時代遅れではないか、確かにそういう面もあるのかもしれない。可視性と申し上げたのは、紙というのは伝統的に見ればそこに書いてあることが分かる。電子データの場合は、データそのものは目に見えないわけで、何らかの変換装置、あるいはディスプレイに出しておりますということを見えないという意味で、そこで差があるという、これも電子帳簿保存法導入時の議論なので、今や時代遅れになっている部分はあるのだと思います。そういう意味では、そういう言葉を使わせていただいているだけで、その紙と電子に差を設けるというつもりは、当方としては一切ありません。

もう一つ、落合先生の御議論の中に、紙のほうが緩いという御指摘もございました。確かにもともとが紙ベースの申告というものを前提に制度が成り立っているものですから、当然そういう主張が出てくることは間違いないですし、実際にもそうなのだと思います。私どもの気持ちとしては、時代の流れに合わせて電子による取引、電子による申告、国税当局の電子による調査といったようなものをなるべく進めていきたいというのは当然でございますので、前向きに進める方向で検討しているということは御理解いただきたいと思っております。

その上で、やはり電子取引は利便性の面で非常に重要だという一方で、やはり納税の適正・公平、ここは税にやや特有のところだと思いますので、その中で、いかにそういう適正な納税を確保していくかということで、例えば改ざん防止といったようなことを言わせていただいているということでございます。改ざんは当然紙でも起こり得ますし、当然電子の世界でも起こり得ますので、どちらの世界でも改ざんをなるべくすることのないような形で制度をつくっていくことは必要だと思っております。

それから、実際問題として、事業者さんが多数おられる中で、大企業のように全てシステムで物事が進むところと、それから、中小、特に零細なところだと、本当に今でも紙ベースで毎日、売上もメモでもずっと積み上げてきているというような方々もいらっしゃるのも事実ですので、当然そうしたものを一律に進めていくことも難しいと思っております。これも例えば相互けん制要件、零細の事業者さんには厳し過ぎるのではないかというお話もございましたけれども、これも近年の改正で20人以下になるような小規模の事業者さんについては、この相互けん制要件というのは外させていただいているといったようなこともやらせてきていただいております。

いずれにせよ、これから現段階よりどういった形で進められるかということについては、繰り返しになりますけれども、今まさに政府税調の中でも検討しておりますので、何らかの形で前に進めるように、今年少なくとも前に進めるように、こういう前提で議論をさせていただきたいと思っております。

最後に、インボイスの御質問がございました。インボイスは御案内のように2023年からの導入でございます。もともと軽減税率という制度が昨年10月に導入されて、導入から4年後ということで、その猶予期間を取っております。今、事業者さんのほうの準備はどれだけ進んでいる状況かということですが、先週、たまたま日商さんのほうでアンケートを取られたものを公表しておりますけれども、いわゆる大企業、資本金1億円を超すような大企業につきまして

は、もう半分以上の企業が何らかの形で準備を進めていただいているという結果がある一方で、売上1000万以下のような零細な企業につきましては、7割の事業者さんが今のところ何の準備も行っていないという状況であるといったようなことも把握しております。

こうしたことを踏まえまして、財務省、それから、国税庁併せて制度の周知、あるいはお困りになっている点はどういうところかということ、なるべく細かく事業者の皆さんに聞いていきたいと思っております。

なお、法律上は4年後の施行ということなのですが、その施行の2年前に、事業者の準備状況なども勘案いたしまして、そのときにいろいろな是正すべき点があるのかどうかといったようなことを検討すべきだという状況もございます。これが恐らく来年の末になると思いますけれども、それまでの間に、いろいろお聞きして、何ができるのか、できないのか、そういうことも踏まえて準備を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○大橋座長 ありがとうございます。

村上委員と岩下委員から、税務署の対応、電子化の体制がどうなのだという御指摘があったのではないかと思いますけれども、そこについては万全ということでしょうか。

○財務省（小野審議官） 今、隣に国税庁の人間がおりますので、代わってお答えさせていただきます。

○国税庁（松汐企画官） 国税庁の企画官をしております松汐でございます。

税務署の対応でございますけれども、パソコンで経理等をやられている方も多くございますし、また、上場企業等では、非常に大規模なシステムで経理をされている方も多くございまして、国税庁の職員の中で、確かに職員全体がかなり高いレベルかと言われると、色々あろうかと思っておりますけれども、デジタル化に対応した調査の水準ということでは、一定程度対応しているように考えてございます。

また、今般のコロナ禍において、可能な限り非対面の調査というのを求められているところでございまして、組織全体としてリモートで調査するという事などについても、今後の話になりますが、方策というのは考えているところでございます。その中でキーとなるものが、まさにデジタルであると考えておまして、リモートで調査を行うために、デジタルデータをダウンロードさせていただくとか、リモートで企業の会計システム等にアクセスさせていただくとか、そういった形での調査が今後より進んでいこうかと思っております。

ただ、一般的な税務調査であれば例えば、3年ぐらいの期間の取引について、小規模の事業者であれば2日3日、中小企業であれば1週間程度で取引の内容等について確認をさせていただくということになろうかと思っております。その中でリスクのある取引というものを効果的に検証して確認をさせていくという意味では、ある程度の抽出というのが必要になろうかと思っております、そのためにはある程度検索機能などを使っていきながら、効果的に調査をさせていただいているというところが実態でございます。

以上でございます。

○大橋座長 村上委員。あるいは岩下委員、ほかの方でもいいですけども、もしこの機会に御質問あれば、ぜひお願いします。

○村上専門委員 村上です。

私が質問したかったのは、財務省の職員の方が、例えば個人で立替えて支払いをした際の精算手続きで、領収書のスキャナ保存のような処理の方法を採っているのかどうかをお聞きたかったのです。要は企業が苦勞していることを、財務省内でも同じように苦勞しているのかどうか。あるいは全部紙でやっちゃっているのか。そこだけ教えてください。

○財務省（小野審議官） 私どもの仕事をしている範囲では、自分で領収書をもらって立替払いするということが、実はあまりないものですから、ただ、当然そういうことをやっている職員もいると思います。これは各省の会計課というところで、そういうところかと思っています。ちょっと私どもでスキャナ保存みたいなものを使っているのかどうかということは、そこまでは分からないものですから、ちょっと調べて後ほど御報告させていただきます。

○村上専門委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○大橋座長 高橋委員、どうでしょうか。

○高橋委員 申し訳ないのですが、私の質問にお答えいただいていると思いません。

今の時代、紙を電子的に打ち出して、原本のように見せかける技術も発達していて、紙が改ざん困難で、電子は改ざん容易だという理屈が、私は今ひとつ分からないのですが、その点については、どのようにお考えでしょうか。

○財務省（小野審議官） お答えいたします。申し訳ございません。もし、私の説明がそういう印象を与えたとしたらあれなのですが、紙が改ざん困難で、電子のほうが改ざんが容易だということを申し上げたつもりはなくて、もしそういう御印象を与えたとしたら、それは取り消させてください。いずれにせよ、紙であれ電子であれ、改ざんが行われることのないようにすることが、税制を考える上では必要だということを申し上げたかったということでございます。

○高橋委員 とすると、要するに紙に改ざん防止だけかけていなくて、電子だけ改ざん防止の付加的な要件をかけているという制度上の説明の理屈は成り立たなくなると思いますが、そこはいかがでしょうか。

○財務省（小野審議官） すみません。ここで御議論になっているのは恐らくスキャナ保存の話だと思うのですが、スキャナ保存というのはあくまでも私どもとしては過渡的な形だと思っています。これは紙とデータが併存しているということ的前提にしたものでございまして、紙のデータをスキャナで電子保存するというので、その際に、原本が紙でありまして、データは例えば写真に撮ってデータにしたものがデータなわけですけれども、それとの間で改ざんを行われないようにするというのを申し上げているつもりなのですが、ちょっと御質問の趣旨をはき違えているかもしれません。

○大橋座長 ちょっと手短にお聞きしたいと思いますが、落合委員、もしあれば。

○落合専門委員 税務署長の承認の点については、どのようにお考えでしょうか。紙の場合は必ずしも必要ないのかなと思っています。

○大橋座長 これは財務省。

○落合専門委員 そうですね、財務省さんに。

○財務省（中島企画官） ちょっと技術的な点ですので、税制一課の企画官をやっております中島のほうからお答え申し上げます。

まず、電子帳簿は承認制度が定められていることから、予見可能性を与える必要があると、あらかじめこういった制度の適用を受けますと、それによって、紙で義務付けられている帳簿の作成保存義務というものを電子データによって変えることができる。それを未来に向かって義務を代替するということになりますので、あらかじめ納税者の方に税務署長の承認を与えることによって、納税者側において、これで大丈夫だなというような、予見可能性を与える面があるかと思えます。

それから、他方において、事後的にも軽微な要件の不充足、要件を満たしていないということがあったとしても、直ちにそれによって帳簿の作成保存がなかったとしないといった意味でも、法的安定性を付与していると、そういった法的効果があります。

○大橋座長 ちょっと法務省の御質問も得ないといけないので、その後、またもう一回戻ってくるような感じであればと思います。委員の方、2人挙がっているのは承知しているのですが、すみません。

それでは、法務省、堂菌審議官、お願いできますか。

○法務省（堂菌審議官） 堂菌でございます。

先ほどから厳しい御指摘をいただいているものと承知しておりまして、重く受け止めているところではございます。

まず、メールアドレスの提供が必要というのを理由にしているのは問題ではないかという御指摘をいただいたところではございますが、確かに電子商取引等の場合にはこの辺りは問題にならないというのは御指摘のとおりだろうと思うのですが、民法の場合には、冒頭申し上げましたとおり、全ての人、全ての弁済について適用されるというところがございまして、個人の商

店主の方ですとか、あるいはその弁済についても金銭の受領に限らず、例えば宅配物を受け取るというようなものも弁済ということになりますので、そういった場合にどういう形で領収書を提供するのかという辺りは、やはり問題になるのではないかとということで、検討課題として申し上げたところでございます。

民法で電子での領収書を義務付けるという点につきましては、やはりいろいろとハードルは高い面がございます。例えば行政手続でも今オンライン化は進められているわけですが、その場合でもオンラインでの申請ができるけれども、紙ベースでの申請はやはり残っているということではないかと思えますけれども、民民の取引の場合は、行政手続などとは違って、サポートが難しいというようなところもございますので、なかなか両当事者ともそういったことに対応できるような環境がないと、義務付けまでは難しいという面がどうしてもあるのではないかとこのところがございます。その点は御理解いただきたいと考えているところでございます。

他方で、民法で原則証書となっている点がおかしいのではないかと、あるいは両当事者が合意をしている場合には、電磁的方法によることが可能だということが明らかではないのではないかとこのところでございます。そのような御指摘はごもっともかと思えますので、そういったことをどういう形で明示していくかという点については、今後検討していきたいと考えているところでございます。

特別法のことも少し申し上げたところでございますが、民法の場合には、あらゆる取引に妥当するような規律を設ける必要があるというところで、やはりどうしても時間かかってしまう面があるので、一定の取引類型、あるいはその一定の法主体に限定するような形であれば、検討は早まるのではないかとこの趣旨で申し上げたというところでございます。

私からは以上でございます。

○大橋座長 副大臣から恐らく、しっかりスケジュール感を示してやってほしいという、これは御要望ということで受け取っていただいたということですのでよろしいですか。

○法務省（堂蘭審議官） その点も含めまして、検討してまいりたいと考えております。

○大橋座長 あと、副大臣から、新経済連盟のほうへ御質問があったので、そこをどなたかお願いできますか。

○新経済連盟（小木曾政策部長） 答えます。木村さん、補足的に。

中小企業のところについては、まさにやはり進めていくために、先ほど私が申し上げたように、DXの制度・規制を見直すという話とともに支援策の（音声途絶）

○大橋座長 ちょっと止まってしまったみたいなので、木村さんに話していただいていますか。

○freee株式会社/Fintech協会（木村企画部長/代表理事 副会長） 私から代わりに申し上げますと、小木曾さんが御指摘のところは、ルールだけでなく、デジタル化がしやすいような支援策ということで、どういう形かというのはいろいろあり得ると思いますけれども、ツールやリテラシー的な指導ということも含めて、総合的にやっていかないと、中小企業の場合はなかなか難しいところがあるということをおっしゃられたものだと思います。

特に小規模の事業者さんになってきますと、本当にちょっとした難しいルールでもできなくなってしまうというのが実態でございますので、かなり抜本的な緩和というのが必要なのではないかなというふうに考えております。

副大臣からの2つ目の御指摘として、デジタル化でどういったメリットが中小企業にあるかというところの御指摘があったかと思えますけれども、そこはまさに先ほど数字でお示したところだと、経団連さんが昔出されていた3000億円の紙の保存コストだとか、経費精算なり、請求書の支払いフローの時間の短縮であったりとかというところが資料に記載のあったところでございます。

さらに具体的なイメージで申しますと、例えば300人の企業で年間200時間、こういった紙の整理で使っているとか、10人の企業でも0.5人の稼働が紙の管理だけにかかっているというようなこととかもあつたりいたしますし、聞いた話ですと、毎月それだけでファイル1つ分、2つ分と出てくる領収書というのを倉庫に送るわけですがけれども、税務調査のとき以外に見ることは基本的にないということで、監査や企業内の経理というところでも、原本まで見に行くというのは、今かなり少なくなっているというところで、本当にこの部分が税務の対応コストとしてかかっ

ていると感じています。そういったところが解消されるというのが大きな効果かと思えます。

○大橋座長 ありがとうございます。

副大臣、今のような御回答だったのですがよろしいですか。

○藤井副大臣 いずれにいたしましても、本当に具体的にどのような支援策をするのかというのは、やはり考えていかねばならないなと思えます。

また、スケジュール感のところは、しっかりスピード感を持って、現実だったらどうかというのはしっかり、これは大臣にお話ししていただかないといけないと思うのです。これは普通に法制審をやっていたら、法制審の結論を待って、それから法制化してとか、びっくりするほど時間がかかるルートになると思えますので、その辺を具体的にお願い申し上げたいと思えます。

○大橋座長 ありがとうございます。

ぜひ、法務省のほうでも御検討いただければと思えます。

若干お時間を押しているのですが、手短に3名の方、お願いします。

武井委員からお願いします。

○武井委員 ありがとうございます。

手短に、財務省さんに一つお願いでございまして、まさにこの「紙に寄っている」という制度について、過渡的だという表現もございましたが、紙に寄っている点は直さなくてはいけないと思うのですけれども、0.1%しか制度が使われていないということの一つの理由として、技術の中立性というか、技術の進展に対する柔軟性が法律の書き方で対応していないという点があるのではないかと。この点は今後の法改正の際に対応していただけたらと思えます。

技術はどんどん進んでいくわけで、いろいろな税務現場での統一的執行の話とかもありまして、一律の何か堅いことを税法で書こうという発想が起きがちなのは理解できる場所なのですけれども、スキヤナなどという言葉も、結局、その堅いところの一つの例ではないかと思えます。技術の進展に対して中立的に、かつ技術がどんどん進展していってもそれに対応できる、そういった柔軟な制度にしていく見直しを根本的に進めていただければと思えます。そういう御意識は既にお持ちなのだとは思いますが、念のために一言、お願いとして申し上げたいと思えます。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

落合委員、お願いします。

○落合専門委員 それぞれにコメントがあります。

財務省さんのほうで御回答いただきましたが、軽微な違反の場合には、一定のフォローはされるということでした。そうすると、申請者側のほうで承認の手続を経て確認をしてもらうという必要は必ずしもないのではないかと思えますので、そうであれば、これを見直す余地があるのではないかと考えています。

あと、法務省さんについてですけれども、メールアドレスの点について御議論をいただいておりますけれども、そもそも領収書を書くときに、氏名を明確に伝えるということが一般的にはあると思えます。メールアドレス以上に氏名のほうが個人情報の該当性は明らかです。一方で、メールアドレスの場合、個人情報に該当しない場合もありますので、そういう意味で言うと、そもそもこの場面で個人情報がというような話になるのはちょっと違うのかなと思えます。あとは技術的には本人確認をしないで領収書は発行できると認識していますので、そういう意味では連絡先を必ずしも登録しなくても、今の技術ですと、アプリケーション上で受け渡しということは可能だと思いますので、必ずメールアドレスの登録が必要という議論に行くのも違うのかなと思えます。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

高橋先生はどうですか。

○高橋委員 財務省に申し上げたいのです。スキヤナ保存の話で、原本から電子データにするところの改ざん防止というお話でしたら、要するにそれだけの禁止規定を設けて罰則をつければい

い話で、制度に負荷をかける必要はないのではないかと思います。

それから税制一課のほうで承認制の話がありました。その話であれば、私は届出制で足りると思います。今おっしゃった保護法益は全て届出制で保護されると思いますので、そのところを御検討ください。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

時間がちょっと押してしまっているのですが、本日のところはここまでとさせていただきたいと思いますが、各省においては本日の議論を踏まえて、また、大臣の御指摘も踏まえて、ぜひ前向きに取り組んでいただいて成果を出すというところに力点を置いていただければと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

本日は、お時間ありがとうございました。

続きまして、次の議題ですが、不動産賃貸・売買等の契約書面の電子化、不動産取引におけるIT重説本格運用についてのヒアリングということで、国土交通省不動産・建設経済局天河官房審議官に、本日お時間をいただいております。

お待たせして申し訳ございませんでした。大変恐縮ですけれども、2分以内ということで、御説明のほうをどうぞよろしくお願ひいたします。

○国土交通省（天河審議官） それでは御説明申し上げます。

不動産・建設経済局担当審議官の天河でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

不動産取引のオンライン化を推進するため、テレビ会議などITを活用した重要事項説明、いわゆるIT重説と呼びますけれども、これと重要事項説明書等の電磁的方法による交付に係る取組を行っているところでございます。

賃貸取引に関しましては、平成29年10月よりIT重説の本格運用を開始しており、昨年10月より重要事項説明書等の電磁的方法による交付に係る社会実験を行っているところです。

また、売買取引につきましても昨年10月より、IT重説の社会実験を実施しており、その本格運用に向けた検討を行っております。

論点1についてでございますが、本年7月に閣議決定されました規制改革実施計画を踏まえまして、不動産の賃貸・売買・媒介の契約を締結した際に、宅地建物取引業者が交付することとなっております書面及び重要事項説明書等につきましても、電磁的方法により提供可能とするよう、宅地建物取引業法の関連規定につきましても、改正措置を講ずるため、直近の法改正の機会を捉えまして、速やかに改正措置を講ずることとしています。

論点2についてでございますが、売買取引におけるITを活用した重要事項説明につきましても、現在社会実験を実施中でございまして、今年度中に結果を取りまとめまして、検証検討会を開催した上で、特段の問題等がなければ、早急にガイドラインを改定し、テレビ会議等による非対面の説明が可能である旨を明らかにしていきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○大橋座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関して、御意見、御質問等がございましたら、ぜひチャットにて合図をいただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、武井委員から、お願ひいたします。

○武井委員 ありがとうございます。

今のお話に直接関係するかどうかはありますが、一点、確か、法律に限らず条例とかでも、押印であったり書面とかを求めているものがあると思いますので、そういったものについても対処していただければということです。

2点目が、押印をなくす、書面をなくすというときに、電子署名だけを選択肢にしてしまうと、特にBtoCものについて、事業所側なり個人側に相当コストの負担が増えてしまうおそれがあります。コストの負担が増えてしまうと、この話自体が前に進まなくなるかと思ひますので、電子署名以外の選択肢についても、柔軟な方策を実証実験の中で認めていただければと思います。

以上2点です。

○大橋座長 ありがとうございます。

まとめてから御回答いただければと思いますので、次に落合委員、お願いします。

○落合専門委員 御説明ありがとうございます。

進めていただいているということについて感謝いたします。

一方で、やはり全般的に、武井委員のほうからも御指摘がありましたけども、賃貸・売買・媒介、全体についてちゃんと電子化を進めるというような形で進めていただければと思います。また、もう一点、売買のほうが特に賃貸より進めにくい状況になっているのではないかと考えておりまして、こちらのほうはガイドラインがないといったようなことも、一つの委縮的な効果につながっているのではないかと考えていますので、売買について、ガイドラインの整備といったようなことも早急に進めていただけないかと考えております。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

岩下委員、お願いできますか。

○岩下委員 岩下でございます。

資料のほうで、電子署名サービスを活用という表現がございました。先ほども御発言があったと思いますが、電子署名というのはなかなか重いサービスでありまして、不動産は極めて高額の不動産の売買はともかくとして、例えば賃貸などのような場合についても、本当に電子署名のかなり重いサービスを必要な要件とすることになるのでしょうかというのが、ちょっと私がお尋ねしたかったことであります。

またこの宅建士の士業の場合は、多くの場合、ほかの士業の方々が同じような電子署名をベースとする電子申請サービスの申請を一手に引き受けているようなケースが見受けられますが、そもそも宅建士の場合には人数も多いですし、その人たち全てに適用するような電子署名のサービスというものを提供するというのは、なかなか難しいような感じがするのですが、これは要するに民間のサービスを士業さん限定で使わせるというイメージなのでしょうか。それとももう少し裾野を広げて、様々な電子署名の可能性について、売買当事者、賃貸当事者も含めた人々が、その契約書や重説についての電子署名を利用するということを想定しているのでしょうか。その辺のところについて、教えてください。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

副大臣からもいただいていますので、ぜひお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○藤井副大臣 スケジュール感という形になりますけれども、直近の宅建法改正というのはどれぐらいの感じなのかという、それは皆さんにちょっと知っておいていただいたほうがいいと思うのですよね。どれぐらいの頻度で改正しているのか。これが不磨の大典とかだったら問題ですし、そういうことはないと思っておりますけれどもというのが1点。

あと、罰則規定です。やはり、まず宅建士の方々のITへの運用、これに慣れていただくというのが必要なことが1点と、いわば重要事項説明で何か問題があったときに、そこは罰則規定でちゃんと担保しますよとか、そういった制度としての状況はどうなっているかということも御説明いただければと思います。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

それでは、国交省のほうから、今御質問、御意見があったところ、できるところを御回答いただければと思います。よろしく願いいたします。

○国土交通省（天河審議官） それでは、私のほうから、電子書面でだけではなくてというお話がございましたが、これはあくまで消費者保護の規定になっていますので、電子書面でも、普通の書面でも、どちらでも選べる形で整理を行っていきたくと考えております。

それから、ガイドラインをしっかりと売買についても整備するべきだというお話をいただきました。これにつきましてはおっしゃるとおりでございまして、検証委員会等でいろいろ問題点を把握しながら、できるだけ早く可及的速やかに対応していきたくと思っております。

電子署名の話は後ほど申し上げます。

それから、宅建業法の改正ですけれども、直近では平成 28 年に行っておりまして、決して不磨の大典ということはありません。ただ、書面の電子交付のみで宅建業法の改正というのはなかなか厳しい面がございますので、こういうことを申し上げると大変申し訳ないのかもしれませんが、規制改革の関係で一括法というようなものが出るのであれば、可能であればそれに乗らせていただければありがたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから罰則でございますが、もちろん罰則がございますので、そこにつきましては、これは消費者保護の観点から宅地建物取引業者に対して科すものになりますので、そこは当然厳しいものでありますから、しっかり業界団体等に周知して、宅地建物取引業者の方に理解をしていただいた上で、施行していきたいと考えております。

○国土交通省（井崎不動産課長） 不動産課長の井崎と申します。

先ほど電子署名以外のサービスについても検討すべきではないかという御意見をいただきました。私どもは今実験をしている中で、電子署名サービスということをお求めしておりますけれども、それ以外にも、書類の真正性、契約の有効性を担保できるような手法がございましたら、そういったところも、取り入れていきたいと考えております。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

お時間が若干迫ってしまいまして、私の不手際で申し訳ないのですが、もし特段のことがあれば、手短にお願ひできればと思います。

それでは、武井委員、お願いします。

○武井委員 今のご発言の「電子署名以外の手段があれば」という箇所について、今年 6 月に内閣府さんを含めた三者の連名で、書面の真正性は電子署名以外でも保てるという Q&A を明確に出しておりますので、この 6 月の Q&A も踏まえて電子署名以外にも真正性が保てるという措置は、ぜひともやっていただければと思います。実証実験の対象が電子署名だけだとコスト増だけになってしまって前に進まない懸念がありますので、電子署名以外の手段は今でも既にもうありますので、そこはぜひ取り入れてやっていただきたいと思ひます。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

副大臣からまだスケジュール感の話もありましたが、ぜひしっかり進めていただければということだと思います。

とりあえずお時間ですので、恐縮ですけれども、国土交通省のヒアリングはここまでとさせていただきます。

規制改革実施計画では、賃貸契約に係る電子化の検討ということをお記させていただいてまいりましたが、併せて規制改革推進会議では売買、あるいは媒介についても、しっかり議論してきたということもありまして、今回、国土交通省におかれましては、非常に御検討を深掘りしていただきまして、本当に感謝申し上げます。

私有財産の中でも、不動産というのは非常に象徴的な存在とも思ひますので、そうしたことの契約の電子化ということが実現できるということは、さらなる契約全体の電子化ということも視野に入ってくるのかなと思ひますので、ぜひ規制改革推進会議でも、そうした方向性を目指して御議論できればなと思ひます。

本日は本当にありがとうございます。

○国土交通省（天河審議官） ありがとうございます。

○大橋座長 続きまして、議題の 3 がございまして、規制改革ホットラインの処理方針についてということで、事務局から御説明をお願いします。

○吉岡参事官 吉岡でございます。

手短に申し上げます。4 月 20 日から 8 月 21 日までの回答のあった提案につきまして、資料 3 のとおり処理方針案を作成いたしましたので、こちらで御決定をいただきたいと思ひます。

事前にメールでお送りさせていただいております。そのとおりの内容となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大橋座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の御説明及び資料3、これも事前に御覧いただいているものですが、規制改革ホットライン処理方針について、もし何かございましたら、いただければと思いますが、いかがでしょう。

皆さん事前に御覧いただいて、大丈夫ということよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、よろしければ、規制改革ホットライン処理方針については、資料3のとおりということにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

本当にちょっと強引な座長の回しで、なおかつちょっとお時間が延びてしまって申し訳ございませんでした。本日の議事は、これにて全て終了となっております。

それでは、これにて本日の会議を終了したいと思います。本日はお忙しいところを御出席くださいまして、ありがとうございました。